

# 公的相談機関・福祉制度

自治体や法律の基本的な考え方は

「すべての人がより幸せに毎日を過ごす」

ことが目的だということです。(根拠の大元は憲法です)

さまざまな人を対象とした

「公的相談機関」や「福祉サービス」があります。

対象となる場合は

市町村や都道府県の窓口で申請をして、審査をしてもらい、

OKができればサービスを受けることができます。

基本的には、福祉サービスは

- ・自分で申請しなければ、100%受けることはできない
- ・申請したとしても、審査に通らないと受けられない
- ・定期的に更新する必要がある(再審査を受ける)

です。

つまり、サービスの存在を知っておかないと  
サービスを受けるという選択肢すら生まれないのです。

※公的相談機関についても同様です。自分から相談する必要があります。  
(法に触れた時など一部の場合を除く)

またサービスには「全国一律」のものと  
「住んでいる自治体が独自にやっているもの」があります。  
(年度が替われば新しいサービスができていたり、  
逆に変更・廃止になったりもします)

少なくとも一度は、ご自身が住んでいる  
「市町村」と「都道府県」のHPをご覧になり、

一体どういう公的相談機関や福祉サービスがあるのか？  
についてざっと確認しておきましょう。

(自治体HPを見るときは「暮らし」「住まい」「子育て」「困った時は」などの項目を見ていくと、サービスに関連するページが見つかるでしょう)

さっそくですが・・・

「今」やってみましょう！！

※「今すぐやる」は確実に結果を出すための方法の一つです。

次のスライドで

「〇〇のジャンルについて」調べてください

という例題をいくつか出しますね。

あなたがお住まいの「市町村」や「都道府県」のHPをそれぞれ開き、  
困った時の相談窓口が一体どこにあるのか？  
どこをどう押したら窓口の連絡先が分かるのかを実際に調べてみましょう  
(自治体発行の広報や、相談先一覧のポスターなどで調べてもOK)

※以下の場合について、今、実際に調べてみてください

- ①「ひとり親家庭で経済的にしんどい」場合
- ②「うつで会社に行くのがしんどい」場合
- ③DVの被害を受けている場合

いかがでしたか？

次のスライドからは、こういう公的相談機関やサービスがあります、という概要についてお伝えします。

<注意点>

※サービスや公的相談機関は、「法律で設置しなさいと定められているので設置している場合」(こちらは全国一律)と、自治体独自の条例などで「自主的に設置されている場合」(こちらは全国一律ではありません)があります。

※また、自治体によってはサービスや公的相談機関の名称が違ったり内容が一部違ったり、相談窓口(担当部署名)が違ったりする場合もあります。

## ①こころの病気・障害に関すること

基本は市町村の「障害福祉課」に。

- ・障害福祉サービス(区分認定)

→まず、この区分認定を受けておくとOK

- ・地域活動支援センターで担当の精神保健福祉士をつけておくとさらにOK

→他のサービスについて教えてくれたり、手続きを手伝ってくれたりします。

## ①こころの病気・障害に関すること

発達障害の場合は「発達支援センター」が市町村単位であります。

→相談ができるほか、  
乳幼児の場合、療育を受けることができます。

ただし、対象となる年齢が自治体によって違うので必ずHPで確認しておきましょう。



## ①こころの病気・障害に関すること

こころの病気の場合は民間の病院だけでなく公立の病院もあります。

また、都道府県単位で「精神保健福祉センター」「精神医療センター」があります。

精神保健福祉センターの一覧はこちら  
<https://www.zmhwc.jp/centerlist.html>

## ①こころの病気・障害に関すること

こころの病気で、状態が悪い場合は

病院を受診しているかどうか？

主治医はどういうふうに言っているか？

家族はどういっているか？

を丁寧に聴いたうえで、主治医にアドバイスを求めるよう助言しましょう。

(必要な場合「あなたのことが心配」などカウンセラー自身の気持ちを率直にお伝えしましょう)

## ①こころの病気・障害に関すること

こころの病気で、緊急の事態が起こった時の切り札は・・・

- ① 救急車を呼ぶ
  - ② 警察を呼ぶ(←暴れる、自殺をほのめかすなどの場合)
  - ③ 休日・夜間の場合→精神科救急医療相談窓口
- 所在地によってそれぞれセンターがあります。

一覧はこちら(厚労省)

<https://www.mhlw.go.jp/kokoro/support/ercenter.html>

## ②虐待・DVに関すること

子どもがいる場合→基本は市町村の「家庭児童相談室」に。  
障害者の場合→基本は市町村の「障害者虐待防止センター」に。  
DV場合→配偶者暴力相談支援センター(自治体によって設置されている機関・部署が違うので注意)もしくは警察など

配偶者暴力支援相談センター一覧はこちらから(内閣府)  
[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/soudankikan/01.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/soudankikan/01.html)

## ②虐待・DVに関すること

子どもの虐待の場合、「児童相談所」(←こちらは一定以上の規模を持つ市・都道府県単位)も対応していますが、緊急性の高い重篤なケースしか対応してもらえないことがあります。

※虐待ケースがあまりにも多すぎるので児童相談所だけではとても対応しきれないというのが現状です

無理に児童相談所に連絡させても家庭児童相談室に対応を投げられる場合が多いので、家庭児童相談室を紹介しましょう。

※ただし一時保護など措置が必要な場合を除く

## ②虐待・DVに関すること

虐待・DVで、緊急の事態が起こった時の切り札は・・・

- ① 警察を呼ぶ（緊急の時は決して一人で止めようとししないでください）
- ② 救急車を呼ぶ
- ③ 児童相談所に電話する（子どもの虐待の場合）

児童相談所の電話番号が分かる場合 → 固定電話にかける。

わからない場合 → 「189」にかける。（ガイダンス・地域の入力・電話転送があるのでつながるまでに多少時間がかかります）

### ③子育てに関すること

基本は市町村の「子ども支援課」に。

(市町村によって名称が全然違ったり、年度が替わると名称が変わったり部署の統廃合があったりすることが結構多いので要注意)

子ども支援課の担当とつながっておくことで他のさまざまな子育て関連サービスの情報も聞きやすくなります。

虐待など万が一のことがあっても、行政内で連携してくれます。

### ③子育てに関すること

ほかにも、子どもに関係するさまざまな公的機関があります。

- ・育児相談 → 子ども家庭課、保健所(母子保健担当)など
- ・発達相談(発達障害含む) → 発達支援センター
- ・教育相談(学校関連) → 教育相談センターなど
- ・不登校支援 → 適応指導教室など
- ・ひきこもり → ひきこもり支援センターなど
- ・非行相談 → 少年センターなど
- ・こころの病気の相談 → 保健所(精神担当)など



## ④離婚・別居に関すること

背景にDVなどの事情があるかどうか？  
今後どうしたいのか？(離婚するのかどうか)  
によって、適切な相談機関は違ってきます。

経済的、親権などの視点で揉めている場合は、  
必要ならば法律の専門家にも相談するよう促しましょう。

※自治体主催の無料法律相談、法テラス、民間の弁護士など。

## ⑤経済的な困窮に関すること

どれだけの困窮度合いか？にもよりますが・・・

最後の切り札は市町村の「生活保護課」に。

他に、借金などあれば債務処理の必要があるので  
弁護士などにも相談を。

失業など、就労の問題があればハローワークなどで  
給付金、助成などの情報収集も。